

日本遺産の認定取消しが生じた場合の対応について (検討の方向性)

令和 6 年 1 月
日本遺産審査・評価委員会

【課題】

- ・日本遺産は、地域の魅力ある資源をストーリーとして捉え、認定していくものであるが、「100 件程度」の枠組みの中、事業のブランド力の維持・強化のためには、取組が不十分である地域の認定取消しも含めた対応が必要となっている。
- ・一方で、日本遺産の認定の取消しは、取組実績や計画の内容が不十分であることによるものであるであって、認定の取消しが、当該案件のストーリーや構成文化財自体の歴史的・文化的価値の滅失・棄損をただちに意味するわけではない。
- ・また、日本遺産への認定は、単なる行政上の位置づけを与えるものにとどまらず、地域住民・地域の子供たちにとっての誇り・愛着に関わるものであることを踏まえれば、厳正な判断とともに、その心情への配慮も求められる。
- ・認定の取消しに当たっては、日本遺産のブランド力の維持・強化の観点と同時に、これらの事情を十分に考慮することが必要であることから、実際の取消しの効果については、以下の方針で検討を進めることとしたい。

【検討の方向性】

(取消しによって生じる効果)

- ・日本遺産認定地域は、文化庁が実施する関連予算事業への申請が可能であるが、取消しを受けた地域については、これら事業への申請を認めないものとする。
- ・日本遺産認定地域は、構成文化財の案内板や関連商品に専用のロゴマークを使用することができるが、取消しを受けた地域については、当該マークを新たに使用することは認めないものとする。

(配慮が必要な事項)

- ・ストーリー自体の価値に変動があるわけではないことから、取消しを受けた日本遺産地域において、過去、日本遺産に認定されていたという事実とともに、当該ストーリーの内容を紹介することは差支えないものとする。
- ・日本遺産の紹介のため、すでに地域において作成された案内板や案内施設から、ロゴマークをただちに剥離することまでは求めないが、案内板等の荒廃によって日本遺産のブランドを毀損しないよう取扱いに配慮を求めることとする。また、既製の関連商品を販売することは認め、廃棄することまでは求めない。